(十五)	(十六)	(十七)	(十八)		(十九)
	機械排煙設備の排煙口の性能				
手動開放装置の操作方法の表示の状況	手動開放装置による開放の状況	排煙口の開放の状況	排煙口の排煙風量		中央管理室における制御及び作動の状況の監視の状況
目視により確認する。	作動の状況を確認する。	目視又は聴診により確認する。	排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及びV_mは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q　排煙風量（単位　一分につき立方メートル） A　排煙口面積（単位　平方メートル） V_m　平均風速（単位　一秒につきメートル） ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。		中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。
令第百二十六条の三第一項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。	令第百二十六条の三第一項第九号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。		中央管理室に制御又は作動の状況を確認できないこと。

(二十)	(二十一)	(二十二)	(二十三)	(二十四)	(二十五)
	排煙風道				
	機械排煙設備の煙風道（隠蔽部及び埋設部分を除く。）				
煙感知器による作動の状況	排煙風道の劣化及び損傷の状況	排煙風道の取付けの状況	排煙風道の材質	防煙壁の貫通措置の状況	排煙風道と可燃物との離及び断熱の状況
発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。
排煙風道が連動して開放しないこと。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	令第百二十六条の三第一項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	令第百二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	断熱材に欠落又は損傷があること又は令第百二十六条の三第一項第百七号で準用する令第百二十五条第三号イ(2)の規定に適合しないこと（ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。）